2026年11月26日

各　位

会 社 名　グロースエクスパートナーズ株式会社
代表者名　代表取締役社長　渡邉 伸一
（コード：244A、東証グロース市場）
問合せ先　取締役コーポレート統括本部長　河西 健太郎
（TEL．03-5990-5423）

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）	処分期日	2026年12月25日（以下「本処分期日」といいます。）
（２）	処分する株式の種類及び数	当社普通株式　12,364株
（３）	処分価額	１株につき1,044円
（４）	処分総額	12,908,016円
（５）	処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）　４名　6,093株 当社子会社の取締役　８名　6,271株

２．処分の目的及び理由

当社は、2026年10月23日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2026年11月26日開催の第19回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年間30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年間20,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として３年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は、当社子会社である株式会社GxP、株式会社社会価値変革研究所、グロース・アーキテクチャ＆チームス株式会社及び株式会社ミエルカの取締役（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当社子会社の取締役に対しては、各子会社の株主総会において承認された報酬枠の範囲内での各子会社の取締役

会の決議又は取締役の決定（報酬枠を設けていない子会社においては、株主総会の決議）に基づき、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権が各子会社から支給されます。なお、2026年10月23日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」において、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定である旨をお知らせしておりますが、今回、執行役員としての地位に基づく譲渡制限付株式の付与は行っておりません。なお、割当予定先である当社子会社の取締役８名には、当社の執行役員を兼務する者が含まれますが、当社子会社の取締役としての地位に基づき付与するものです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）又は対象取締役等に対して報酬等として金銭債権を支給し、対象取締役等が当該金銭債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）により、対象取締役等に対し当社普通株式の発行又は処分をする制度ですが、当該発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

なお、対象取締役への割当てが無償交付による場合、対象取締役は、当社の普通株式について発行又は処分を受けるに当たり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたします。その１株当たりの当社普通株式の額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式１株当たりの金額として算出いたします。

また、対象取締役等への割当てが現物出資交付による場合、対象取締役等は、本制度に基づき支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、固定報酬型株式報酬として、当社から対象取締役に対して支給する金銭債権6,361,092円及び当社子会社から当社子会社の取締役に対して支給される金銭債権6,546,924円の合計12,908,016円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式12,364株を付与することといたしました。なお、業績連動型株式報酬につきましては、2027年12月以降に付与する予定です。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針において固定報酬型株式報酬には原則として３年間の譲渡制限を付すこととしていることを踏まえ、今回につきましては、譲渡制限期間を３年間としております。

本自己株式処分は、本制度に基づき、現物出資交付の方法により行うものです。割当予定先である対

象取締役等12名が、本金銭債権（対象取締役については当社に対する金銭債権、当社子会社の取締役については各子会社に対する金銭債権）の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記３．のとおりです。

３．本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

2026年12月25日～2029年12月24日

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位（以下「対象地位」といいます。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（３）譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、対象地位のいずれをも、任期若しくは契約期間の満了、定年、死亡その他本割当契約に定める正当な理由により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が１を超える場合は、１とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（４）当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に、対象地位のいずれをも上記（３）に定める正当な理由によらずに退任若しくは退職した場合（自己都合による退任又は退職を含む。）、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が１を超える場合は、１とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結する予定である。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である1,044円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以　上